

国内ブラウンフィールド問題に関する中間報告 環境省



The Knights

環境省は、日本のブラウンフィールド問題の現状、発生要因、影響などを検討した中間報告を平成19年4月19日に公表しました。

ブラウンフィールドとは、「土壌汚染が存在するか、その懸念があるため、土地が持つ潜在的な価値よりも著しく低い用途で利用されているか、未利用となった土地」のことをいい、土壌汚染への取組みの歴史が比較的浅い日本において、まだそれほど顕在化していませんが、諸外国ではこの問題が深刻化し、それに対してさまざまな取組みが行われています。

今回の中間報告は、(社)土壌環境センターに設置された「土壌汚染をめぐるブラウンフィールド対策手法検討調査検討会」が検討を行いました。それによると、国内で土壌汚染が存在する土地の面積を約11.3万ヘクタール、その資産規模を約43.1兆円、必要な土壌汚染対策費を約16.9兆円と試算した上で、「土壌汚染対策費が土地価格の3割を超えると土地売却が困難になり、土壌汚染地の約4分の1がブラウンフィールド化する」という研究結果に基づき、国内でブラウンフィールド化するおそれがある土地が約2.8万ヘクタールにのぼり、その資産規模が約10.8兆円、必要な対策費用が約4.2兆円になることを算出しています。

また、ブラウンフィールドが発生した場合、土壌汚染が放置され、人の健康への影響が懸念されること、地域の活気や魅力が失われること、再開発が阻害され、都市周辺部の農地や緑地への開発圧力を生じること、などを問題点として指摘しています。また、今後、環境問題としてだけでなく、社会経済的問題としてもブラウンフィールド問題を認識し、幅広い取組みを行うことが訴えられています。

土壌汚染対策法(土対法)は2002年5月に制定されましたが、大気(1968)や水質(1970)といった媒体に対する法の整備と比べて、土対法が遅れた主な理由のひとつには、土地が一般に私有財産であることがあげられます。また、土壌中の汚染が見えにくく土壌汚染状況調査がなされて初めて汚染が顕在化することが多いことなどから、近年になって工場跡地の再開発・売却時といった機会を捉えた土壌調査が急増したことで土壌汚染が顕在化しています。

当社は、環境大臣指定の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関でもあり、VOC、有害金属、農薬類、油など土壌汚染調査およびコンサルティングに多数の実績があります。土壌分析や地下水分析に關しまして、ぜひ一度ご相談ください。

資料 2005年8月4日付 EIC ネット
2007年4月19日付 EIC ネット

機器分析箇所 有賀久枝